

サンライフ御立指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人ささゆり会が開設するサンライフ御立居宅介護支援事業所（以下「サンライフ御立事業所」という）が行う居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービス等の種類及び内容、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、要介護者等が介護保険施設の入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して、身体介護その他全般にわたる援助を行う。

2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
3. 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
4. 事業の実施に当っては、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を図り総合的なサービスの提供に努める。地域包括支援センターから求めがあった場合は地域ケア会議に参加し地域包括支援センターの行う包括支援事業に協力する。
5. 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生省令第38号、平成11年3月31日付）」第13条の具体的取り扱い方針を遵守する。
6. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 サンライフ御立居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 姫路市田寺8丁目10番8号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：1名（主任介護支援専門員）介護支援専門員と兼務
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括する。
- (2) 介護支援専門員：1名（常勤うち1名管理者と兼務）以上
介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況やおかれている環境等に応じて、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。
- (2) 営業時間：午前9時～午後6時までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び利用料その他の費用の額)

第6条 居宅介護支援事業の内容は次の通りとし、指定居宅介護支援事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所：居宅介護支援事業相談室
- (2) 使用する課題分析票の種類：居宅サービス計画ガイドライン
- (3) サービス担当者会議の開催場所：利用者宅
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度：必要に応じて訪問、原則として1ヶ月に1回以上。

2. 厚生労働大臣が定める基準（もしくは事業内容）は、事業所の見やすい場所に掲示をする。
3. 交通費について第7条に規程する通常事業の実施地域以外の場合については、以下の額を徴収する。

片道	5km未満	500円（注：実費の範囲内で）
片道	5kmから10km未満	1,000円（〃）
片道	10km以上、5kmまで毎に	500円加算

タクシーを利用した場合は実費負担
4. その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明をし同

意を得たものに限り徴収する。

5. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施範囲)

第7条 通常の事業の実施地域は、姫路市とする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第8条 居宅介護支援事業所は、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。
2. 従業員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
 3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
 4. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人ささゆり会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第9条 事業者は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る

- (2) 虐待防止のための指針の整備

- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- (5) 成年後見制度の利用支援

2. 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。
また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査に協力する。

(契約時の説明等)

第10条 利用者やその家族に対して、次の事を説明する。

- (1) ケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を行うこと。
- (2) 当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること。

(地域ケア会議への参加)

第11条 地域包括支援センター等が主催する地域ケア会議から利用者に関する資料又は情報の求めがあった場合には、介護保険上の位置付けに基づき、協力するものとする。

(担当者に対する個別サービス計画の提出依頼)

第12条 居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性を高め、意識の共有を図ることを目的とし、担当者に対し、居宅サービス計画を交付した際は、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認するものとする。

(記録の整備)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の手今日に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 居宅サービス計画
- (2) 提供した具体的なサービス内容の記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(ハラスメント対策)

第14条 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 16 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 16 年 11 月 15 日から改正する。
この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から改正する。
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から改正する。
この規定は、平成 26 年 4 月 15 日から改定する。
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から改正する。
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から改正する。
この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から改正する。
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から改定する。